

ひいらぎ法律事務所 弁護士報酬基準規程（家事事件・要旨）

- 1 受任時に着手金を、事件終了時に報酬金をお支払いいただきます。
- 2 家事事件の着手金及び報酬金は、離婚事件を除き、原則として経済的利益の額を基準として、次のとおり割合（％）をかけて算定します。

着手金 110,000円＋経済的利益の5.5％

事件の対象となる経済的利益の額を基準とします
各手続、各審級ごとのお支払いです

報酬金 経済的利益の11％

事件処理により確保された経済的利益の額を基準とします
引き続き上訴審を受任したときは最終審のみのお支払いです

- 3 家事事件の経済的利益の算定方法（抜粋）は次のとおりです。

①金銭債権	債権総額（利息及び遅延損害金を含みます）
②将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
③継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
④遺産分割請求	対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額
⑤遺留分減殺請求	対象となる遺留分の時価相当額
⑥金銭債権民事執行事件	請求債権額。ただし、執行の目的物の時価が債権額に達しないときは執行対象物件の時価相当額

◆経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とします。

- 4 調停事件、示談交渉事件の着手金及び報酬金は、規定により算定された額の3分の2に減額することができます。（ただし、着手金は110,000円を最低額とします。）
- 5 離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。ただし、引き続き上訴事件を受任するとき等、関連事件を受任するときは、着手金を減額することができます。

離婚調停事件又は離婚交渉事件

着手金及び報酬金 それぞれ220,000円～

離婚訴訟事件

着手金及び報酬金 それぞれ330,000円～

財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、前記2・3により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができます。